

公募についての説明書

1 件 名

差押不動産等の評価等業務

2 仕 様

「差押不動産等の評価等業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 履行期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）

4 契約の方法

随意契約。

5 公募について参加する者（申込者）に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。

(4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(5) 下記8(2)に定める希望届出書等を下記6の提出期限までに提出し、その審査に合格した者であること。

6 希望届出書等の提出期限

令和8年2月13日（金） 17時00分（必着）

7 希望届出書等の提出先

(1) 持参による提出の場合

〒540-8541 大阪市中央区大手前1丁目5番63号 大阪合同庁舎第三号館
1Fロビー内 投函箱

(2) 郵送による提出の場合

〒540-8541 大阪市中央区大手前1丁目5番63号 大阪合同庁舎第三号館
大阪国税局 総務部 会計課 経費第一係 中西 正太郎

8 公募の実施方法

(1) 共通事項

イ 公募に参加しようとする者は、「募集の公示」、「公募についての説明書」、「「令和8年度における差押不動産等の鑑定人の応募要領」及び「契約書（案）」の内容を十分承知しておくこと。

ロ 前項の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。

ハ 希望届出書提出後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 希望届出書等の提出

イ 様式1-1 「鑑定人の希望届出書」（応募を希望する不動産鑑定士が、同一の鑑定業

者に2名以上いる場合には、様式1－2「鑑定人の希望届出書（次葉）」）を併せて提出する。）

- 様式1－3 「誓約書・役員等名簿」
- △ 様式1－4 「指名停止等に関する申出書」

9 契約書作成の要否

作成を要する。ただし、会計法令の規定に基づき、契約書に代えて請書を作成し、又は契約書の作成を省略することがある。

10 契約保証金

全額免除する。

11 契約者の決定方法

上記5及び「令和8年度における差押不動産等の鑑定人の応募要領」に基づき、提出のあった希望届出書等の登録審査を行う。

審査の結果、大阪国税局において令和8年度の鑑定人として登録することとなった不動産鑑定士については、応募した不動産鑑定士が所属する不動産鑑定業者宛に登録した旨を通知する。

登録した全ての申込者と会計法第29条の3第4項に定める随意契約による契約を締結する。

12 希望届出書の無効

本説明書に示した資格のない者の希望届出書は無効とする。

13 その他

(1) 手続及び仕様に関する問合せ先

イ 手続に関する問合せ先

大阪国税局 総務部 会計課 経費第一係 中西 正太郎

電話 06-6941-5331 内線2180

ロ 仕様に関する問合せ先

大阪国税局 徴収部 特別整理総括第二課

電話 06-6941-5331 内線4689

(2) 「公募についての説明書」の取扱い

本説明書は、「差押不動産等の評価等業務」のためのものであり、本説明書を他の目的に使用することは禁止する。

(3) 申込に係る費用

申込者の自己負担とする。

(4) 契約事項

「契約書（案）」のとおりとする。

(5) その他

イ この説明書に記載されていない事項について不明な点が生じた場合は、上記(2)に問い合わせること。

ロ 業務の一部を再委託する場合には、契約締結後速やかに当局の定める「業務委託承認申請書」を提出し、事前に当局の承認を受ける必要がある。

詳細については上記(1)イへ問い合わせること。

△ 本件に係る契約は、令和8年度予算が成立し、予算の執行が可能となったときをもって、契約締結日とする。本件の場合には、令和8年度予算が令和7年度内に成立することを前提とすれば、契約締結日は、令和8年4月1日となる。